



ウッドマーク森林認証 公開レポート

森林管理者／所有者

山梨県

森林名

山梨県県有林

地域及び国

日本、本州

認証番号

SA-FM/COC-001842

認証発行日

2008年3月12日

認証有効期限

2013年3月11日

	審査日	レポート完成日	ウッドマーク審査員	レポート確認	レポート承認
更新審査	2007年10月 22-26日	2008年3月 12日	富村周平 白石則彦 小川直也	エミリー・ブラック ウェル、ミラン・レ シュカ	ニコラス・アン ダーヘイ
第1回年次監査					
第2回年次監査					
第3回年次監査					
第4回年次監査					

本レポートの主要部分は請求に応じて公開されます。

Woodmark • South Plaza • Malborough St • Bristol • BS1 3NX • United Kingdom

Telephone (+44) (0) 117 914 2435 • Fax (+44) (0) 117 314 5001

Email wm@soilassociation.org ● www.soilassociation.org/forestry

Soil Association Certification Ltd • Company Registration No. 726903

A wholly-owned subsidiary of the Soil Association Charity No. 20686

1 概要および基本情報

1.1	認証機関	ソイルアソシエーション ウッドマーク
1.1.1	認証登録番号	SA-FM/COC-001842
1.2	森林管理者／所有者の情報	
1.2.1	会社名	山梨県
1.2.2	連絡担当者	山梨県森林環境部県有林課 深沢 治
1.2.3	住所	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
1.2.4	電話	055-223-1654
1.2.5	ファックス	055-223-1679
1.2.6	電子メール	kenyurin@pref.yamanashi.lg.jp
1.2.7	ウェブページアドレス	http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kenyurin/index.html
1.2.8	正式な代表者による申請情報	深沢 治
1.3	認証の範囲	
1.3.1	認証の種類	単独
1.3.2	認証範囲の森林名	山梨県県有林
1.3.3	森林管理体の数	1
1.3.4	国名	日本
1.3.5	地域	山梨県全域
1.3.6	緯度	北緯35度09分54秒～35度58分07秒
1.3.7	経度	東経138度11分00秒～139度08分16秒
1.3.8	半球	北半球
1.3.9	森林ゾーンまたは生物群系	暖温帯(200m)～寒帶(3,400m)

1.3.10	FSC認定管理区分	面積 (ha)	FSC認定管理料 (US\$/ha)
	小規模および管理の軽度な森林		0.0001
	非木材林産物やサービスの管理		0.0001
	自然林の保全	81,000	0.0001
	コミュニティーフorestリー(地域林業)		0.001
	熱帯林		0.002
	寒帯林		0.003
	温帯林		0.004
	植林地(上記以外、インフラ等含む)	62,000	0.005

1.3.11 FSC認定管理料 (US\$)
(1.3.10による計算額に10ドルを足した額) \$328.10

1.4	森林管理	
1.4.1	事業体の区分	県
	借地管理	該当しない
	所有権	県
1.4.2	全面積(ha)	143,000 ha
1.4.3	森林の種類	人工林、二次林混交
1.4.4	森林構成	高標高域:針葉樹優占 低標高域:広葉樹優占

1.4.5	植林樹種の区分	固有種
1.4.6	主な樹種	付属文書3参照
1.4.7	年間可能伐採量(m^3 ／年) 実際の年間生産量(m^3 ／年) 2006年度	388373 m^3 51106 m^3
1.4.8	製品区分	立木、丸太
1.4.9	販売場所	立木現場または原木市場
1.4.10	従業員数	47人(県有林課職員(常勤))
1.4.11	請負者／地域社会／他の労働者	58社 専従207人 臨時84人
1.4.12	パイロットプロジェクト	いいえ
1.4.13	SLIMF－小面積	いいえ
1.4.14	SLIMF－低頻度	いいえ

1.4.15	森林管理事業体の区分	事業体数	面積
	100ha以下		
	100 ha – 1000 ha		
	1000 ha – 10,000 ha		
	10,000ha以上	1	143,000 ha
	合計	1	143,000 ha

1.4.16 所有または管理している森林のうち、認証の範囲に含まれていない森林の面積

森林名	面積	理由
山梨県県有林	15,254 ha	チェックリスト1.6.2参照

2.0 改善要求事項の一覧

番号	基準	不適合事項 以前の認証の条件	等級	改善要求	期限	所見	状態
1/06	6.1 山梨県有林は原案を元にしたEIAを実施しているが、本部スタッフと現場スタッフとの間でEIAチェックリストの理解の仕方にギャップがあるようである。	軽微	山梨県有林は目的や機能、有用性の要点などを評価しながらおなじみのチェックリストを評価しきれない。もし不明瞭な点がみつかれば、山梨県有林はその不足を満たすこと。さらに、EIA研修をすべてのスタッフに行うこと。	次回年次監査まで	2007年10月22日：環境影響評価要領を作成している。改善途中である。「山梨県環境影響評価条例」に基づき環境影響評価を行っている。	解除	
2/06	6.5 溪流緩衝地帯の戦略について、濁度や魚類の有無、温度などのいくつかの重要な指標が欠けてい。管理基準は戦略の定義や保全河川沿いの緩衝地帯設定の基準といった観点から不明確であり、現場において管理基準が適切に運用されているかどうか、監査員としては評価することができない。	軽微	山梨県有林は漁業や水質に関する専門家から指導を得、さまざまな溪流の等級にあわせた水質、水産資源保護のための緩衝幅を設定すること。また、現場での新たな緩衝地帯への取り組みを実施し始めること。	次回年次監査まで	2007年10月22日：尾根、渓流・沢筋沿いには保護樹帯を片側概ね25m設け保護することとしている。特に優先すべき場所を指定し、図面リストにてしている。	解除	
3/06	5.6 山梨県有林は原則8に則って、適切なモニタリングプログラムを実施し成長量を推計し、近時の曲線を使用している。この方法には誤りの余地があり、おそらく経済的ではなく正確性がないだろう。しかしながら、山梨県有林は間伐や主伐時に容易に得られる実測量の収集・利用をしていない。山梨県有林はまず、初回間伐量と伐採時の量を算定して、現状の成長曲線を修正することができます。	軽微	山梨県有林は現行の成長収穫モデルが正確かを推測するために、間伐・主伐時に容易に取得できる実測量を効率的に使用したシステムを作成・実施すること。	次回年次監査まで	2007年10月22日：材積表は平成15年3月に更新済み。実際の調査データに基づいて作成されており、実用上の問題はない。	解除	

4/06	8.1	木材資源と同程度にしつかりとした生物資源に関するモニタリング手順や計画案を作成する必要がある。	軽微	エンデイション10(生物資源について、経験に基づく情報を含めた目録システムを作成すること。例えば、野生生物密度や生息地タイプ、草木、樹木本種、樹種多様性(立枯木、残木)と調整しながら、一貫性があり反復可能なモニタリング手順や計画案を作成すること。	次回年次監査まで	2007年10月22日: 管理計画p47「各種モニタリング」各モニタリング手順が定められている。	解除
			2007年次監査	認証発行前	2008年3月10日	山梨県は「原有林施設における農薬使用規制」を改訂し、使用可能な農薬リストから、ペインサイドS油剤D、ヤシマバーケークサイトF油剤を削除した。非常に有害な化学物質は今後使用しない。	解除
2007更新監査							
条件 2007.1	6.6b	ペインサイドS油剤D、ヤシマバーケークサイドF油剤にはFSCが使用を禁止しているフェニトロチオン(MEP)が含まれているため、直ちに使用を中止しなければならない。	軽微	今後認証林において、非常に有害な化學物質を使用しないことを約束した書面を提出すること。	新規	すぐに実施し、第1回年次監査で確認	新規
条件 2007.2	6.6b	ペインサイドS油剤D、ヤシマバーケークサイドF油剤にはFSCが使用を禁止しているフェニトロチオン(MEP)が含まれているため、直ちに使用を中止しなければならない。	軽微	ペインサイドS油剤D、ヤシマバーケークサイドF油剤の使用を直ちに中止すること。	新規	すぐに実施し、第1回年次監査で確認	新規
条件 2007.3	4.2	必要な安全装備については、八礼の仕様書で明記するが、ILQのガイドラインには従っていない。県職員には作業衣と履物は支給している。救急箱は各作業班に備えられている。県の車両の一部には防災無線が備えられている。ILQのガイドラインに従った安全装備の使用が必要である。	軽微	ILQのガイドラインに従った安全装備の着用を請負業者に求め、使用状況の確認を行うこと。	新規	すぐに実施し、第1回年次監査で確認	新規

推奨事項 2007.4 a	5.1, 5.4 間伐材の有効利用を計画に挙げているが、収穫が少ない。 木材や副産物の販売を拡大し収穫量の増加とそれに伴う収入をより多く得ることが求められる。	推奨事項 5.1, 5.4 間伐材の有効利用を計画に挙げているが、収穫が少ない。 木材や副産物の販売を拡大し収穫量の増加とそれに伴う収入をより多く得ることが求められる。	推奨事項 森林管理費用を少しでも多く収穫収入から得られるように、木材や副産物の生産量を増やすための施策を検討して実行すること。	新規
推奨事項 2007.4 b	5.5 間伐材は県内ほか他県の上流部に位置するため、山梨県全体および神奈川、東京に水資源の供給を行う重要な地理的条件にある。そのため、水源地として大きな役割を果たしていることをより広く広報することが望まれる。	推奨事項 5.5 間伐材は県内ほか他県の上流部に位置するため、山梨県全体および神奈川、東京に水資源の供給を行う重要な地理的条件にある。そのため、水源地として大きな役割を果たしていることをより広く広報することが望まれる。	推奨事項 森林管理費用を少しでも多く収穫収入から得られるように、販売を積極的にを行い、より多くの収穫収入を得るためにの施策を検討して実行すること。	新規
推奨事項 2007.5	5.6, 7.1d 施業体系は県有林管理計画のP52～「作業団の名称及び区域」、P63～「森林区分別の施業方針」などに具体的に記載されている。ただし、現場レベルでの実践が不十分であるため、実効性を確かめるために樹種別・地域別施業体系を見直し、収穫レベルを向上させることが求められる。	推奨事項 5.6, 7.1d 施業体系は県有林管理計画のP52～「作業団の名称及び区域」、P63～「森林区分別の施業方針」などに具体的に記載されている。ただし、現場レベルでの実践が不十分であるため、実効性を確かめるために樹種別・地域別施業体系を見直し、収穫レベルを向上させることが求められる。	樹種別、地域別の施業体系を再度見直し、収穫レベルを向上させること。	新規

推奨事項 2007.7	6.3, 7.1c 計画書p69 5-3に作業団ごとの施業体系、p70に伐採や更新の方法などの施業の基準が記載されているが、林内の生物多様性を高めることが方針がない。そのための受光伐の方針を定めるべきである。 また、普通林地においても伐区は10ha以下とされているが、皆伐面積をより小さくし、土壤流出を防備し多年齢相が混在する景観を形成することが求められる。	推奨事項 2007.8	6.9 林道法面に外来牧草が使用され行っている。しかし、乙女高原の遊歩道沿いで同種の外来牧草が繁茂していた。今後、注意深くモニタリングすることが必要である。	推奨事項 2007.9	7.2 管理計画は5年ごとに更新されている。地域が広大で分散しているため、地域管理者間の情報共有のインフラネットなどを活用し、最新情報に簡単にアクセスできる文書閲覧システムを形成することが求められる。
					新規

3 認証審査の過程

3.1 審査日

更新審査日

2007年10月22日

認証過程の説明

管理者による以前の審査での指摘事項に対する改善の説明

規準およびチェックリストの記入、管理書類の審査

公聴会

2007年10月23日

現地審査:山梨県森林組合連合会木材市場、580い10(クリ・カラマツ混植地、ヒノキ植林地)、546ホほか(瑞牆(みずがき)山自然公園)、557い1(本谷川渓畔林試験地)、560に18(カラマツ間伐地、請負者への聞き取り)、561い7(カラマツ間伐地)、68と1(カラマツと広葉樹の混交林主伐地)

2007年10月24日

現地審査:29い4(ヒノキ間伐地、請負者への聞き取り)、28へ1(ヒノキ立木販売予定箇所)、琴川ダム展望台より全体風景の観察(2箇所)、17へ1(乙女高原森林文化の森)、ダム周辺のシラベ林(整理伐実施地)、サワラ天然林学術参考林、20い9(スギ間伐地)、20い7(スギ皆伐地、請負者への聞き取り)

2007年10月25日

現地審査:紅葉台より全体風景の観察、442い1ほか(青木ヶ原樹海保護林、エコツアーミー実施地)、426い56ほか(おとしのシラベ植栽地、シカ柵設置、保護組合への聞き取り)、428ち1ほか(シラベ虫害激害跡地へのカラマツ植林、虫害被害拡大防止のための列状間伐、ボランティアによる広葉樹植林)、423-Iへ1ほか(富士山原始林保護林)、シラベ・カラマツ混交林列状間伐地、カラマツ天然林(馬返し)、409ち2ほか(カラマツ列状間伐地、請負者への聞き取り)

2007年10月26日

規準およびチェックリストの記入、管理書類の審査

審査員の検証ミーティング、点数付け、主要項目および不適合事項の議論

終了ミーティング 結果の発表、推奨事項の議論、認証過程の次段階の説明

審査を実施するための人日数

13人日

3.2 審査チーム

審査チームは以下のとおり構成された。

1) 富村周平

富村周平は、東京を拠点とした専門コンサルタントであり、富村環境事務所の代表である。専門分野は森林生態、森林保全、森林計測である。京都府立大学林学科を卒業した後、フランス国立森林中央研究所で森林生態等を学ぶ。現職に就く以前は、アジア航測株式会社に23年間勤め、モロッコ、コートジボワール、パラグアイ、ヨーロッパなどで森林に関する国際的な経験を積む。また、東洋工学専門学校エコロジー科の講師を勤めた。日本において10以上のFM審査の主任審査員を務めている。

2) 白石則彦

白石則彦博士は、東京大学大学院農学生命科学研究科の教授である。以前は10年間、農林水産省の研究機関である森林総合研究所に研究員として勤務していた(筑波本所、および北海道支所)。研究の専門分野は森林計測、森林資源調査および森林経営である。博士号の学位を東京大学で取得した。森林認証や森林モニタリングなど幅広い分野で研究論文を発表している。

3) 小川直也

小川直也は、FSC森林認証審査のサポート役としてわが国における審査事例に数多く参加した。アミタ株式会社に所属し、同社の森林認証事業のコーディネーターである。東京大学で森林科学を専攻し農学修士号を取得している。

チームメンバーの履歴はウッドマークオフィスに保管されている。

3.3 レポートピアレビュー

審査レポートおよびウッドマークの判断案は以下の審査員によって再審査された

1) 加藤鐵夫

加藤鐵夫は、長年、森林・林業行政に携わってきている。名古屋大学林学科を卒業した後、林野庁に入り、33年間にわたり森林計画や造林施策の推進、国有林の経営等に係わってきている。2001年から2003年の間林野庁長官を務めた。現在独立行政法人農林漁業信用基金の副理事長を務めている。

2) 芝正己

京都大学大学院農学研究科森林管理および林業工学分野の助教授である。京都大学以前には、三重県津市に所在する三重大学生物資源学部に勤務していた。同氏は、林業工学や森林利用分野における意思決定法に関する研究について多くの論文を発表している。同氏は学士号を宮崎大学にて取得し、京都大学で博士号を取得している。

3.4 認証の判断

認証の判断は以下によってなされた。

認証の判断は、ケビン・ジョーンズ(ウッドマークマネージャー)及びニコラス・アンダーへイ(ソイル・アソシエーション・サーティファイケーション・リミテッド 認証オフィサー)からなる認証決定委員会によってなされた。

3.5 審査の進め方の根拠

審査中に20サイトを訪問した。また移動の途中でも車の中から、または遠望により他のサイトの状況も確認した。広大な面積のため、多様なサイトを選択して訪問した。

3.6 審査した事項および場所の選択理由

現場審査では、地域、標高、樹種、管理方法などが異なる多様なサイトを選択した。観察した場所には、枝打ち、除伐、間伐、収穫、搬出、新植といった各管理段階にわたる管理現場と、林道状況、保護区である自然林の管理状況などが含まれている。また、実際に作業している請負者の安全装備・労働条件等に関するインタビューも行った。

3.7 規準

当該森林はソイルアソシエーション・ウッドマークの国際的な一般規準およびチェックリストを用いて審査された。この規準およびチェックリストは日本語に訳され、利害関係者との協議を通して配布された。規準に対して重要な意見を受け取ることはなかった。修正された規準のコピーは要求すれば入手可能である。現在ワーキンググループ設立準備局が国内基準に対して取り組んでおり、将来はこの国内基準を用いてウッドマーク基準を改定する予定である。

3.7.1 規準の適合／修正

修正はなかった。

3.8 利害関係者との協議

3.8.1 利害関係者との協議の過程の概要

51人の利害関係者と連絡を取った。

28人から返事を得られた。

アンケートは2007年9月21日に送付した。
公聴会は2007年10月22日を開いた。

**3.8.2 審査中に協議を行った人々の氏名と所属
付属文書2を参照**

3.8.3 利害関係者から聞かれた主要な森林管理の概要

肯定的な事項

剣丸尾溶岩台地のアカマツ林、青木が原樹海のヒノキ・ツガ林、忍野のハリモミ林など貴重な植物群落が多く残されている。

富士山麓地域の生物多様性調査では環境省レッドリスト選定種が39種確認されている。

富士山は霊峰として古くから信仰の対象になっているほか、自然散策等レクリエーションの場として利用されている。

三ッ峠は高山植物が多種多様に見られ、希少なものも含まれている。

県有林周辺には、高山植物、ロッククライミング、富士山眺望のスポットとして多くの観光客が訪れている。

保安林等の設定、管理は適切になされている。

狩猟区域の設定等について十分に意見が反映されている。

ホテイアツモリソウ(*Cypripedium macranthum* var. *hotei-atsumorianum*)、サンショウウオなどが保護されている。

昔からの水利権、入会権などは継続している。

狩猟については獵友会、渓流釣りについては漁協が監視を適切に行っている。

巡回により林道周辺の不法投棄が減少しており感謝している。

山梨県は全国的に珍しく県が森林を広大な面積で管理しているからこそ貴重な森林資源が守られていると思う。今後も民間への売却を進めることなく保護・保全に努めてほしい。

FSCを取得して、より環境に配慮した管理を行うようになったと思う。

単なる森作りだけでなく、動植物との共存について少しずつ意識するようになった。

県有林は10年ごとに定められた管理計画に基づき管理されており、5年ごとに見直しが図られている。

県有林という公的森林の管理に伴い、雇用が確保され、山村経済の成立に貢献している。

否定的な事項

一部の場所では、枯損木が多く見られ、倒木も多くまったく対応されていない点が気になる。ここ数年、山の浸食、森林の枯損化がすすみ非常に危険な状況である。何らかの対応をお願いしたい。

農作物への鳥獣害があるため、広葉樹林(実のなる木)の造林が必要である。

高山植物などの盗採、水晶石の盗掘などは減っているがなお監視は必要と思われる。啓発の看板が少ないので増加してほしい。

間伐した材をもっと有効活用してほしい。

野生鳥獣(特にシカによる造林木の食害)による森林被害の状況を見ると、必ずしも適切に管理されているとはいえない。

本来なら木材の循環が適切に図られ、林業の「生業」として位置づけられなければならないのであるが、木材価格の下落や担い手の減少、高齢化等により、適切な循環が図られていないと思う。

防風保安林の一部において、指定当時の目的が年月の経過により希薄化している箇所については、指定の解除の検討も必要と思われる。

イノシシ・シカ・サル等による作物被害が甚大なため、駆除等への配慮がなお一層必要と思われる。

山村に安心して居住できる生活基盤が必要であり、真に森林を守る人的基盤づくりを将来に向けて急ぐ状況にある。

FSCの一般住民への浸透度が低い。職員の中にも認識不足の人が見られるように思える。

県有林がFSCをとったからどういう形になったのかというところが見えてこない。どういう森林管理をしていくのかが県民に対してよくわからない。

土地所有者として、貴重な自然林、環境で重要な面をもう少しPRしてもいいのではないか。

FSCを取得するに当たって、細かな点の要求が多い。もっと全体としてどうするのかを示してほしい。

保護林、学術参考林、見本林などいろいろな名前が増えて、一般の人にはわかりにくくなっている。わかりやすい区分の仕方を考えてほしい。

下流側の神奈川県の人が、FSCへの関心がとても高いが、逆に県有林側の意識が低く、県民の生活と乖離している。

その他の事項

動物のすめる森林作りを目指してほしい。

富士山周辺の森林において禁伐になっている区域があるが、森林を健全に維持するためにはある程度の間伐を行うことも必要と考える。

県有林に限らず、森林が二酸化炭素の吸収、固定にもっとも容易な手法でもっとも安いコストで実施できると思うと、地球温暖化防止のための唯一の積極的手法と考える。

生物多様性の確保と言う観点で、今でこそ単一樹種の一斉造林が評価されないが、戦後の復興期の旺盛な木材需要に応えるためとられた林業政策は、ベストの選択であったと思う。

対象森林はその地域に住む人間にとて共有の財産であり、その中から生まれ育った文化や産業はこれを継承していく責任がある。

3.9 所見

所見は、日本での使用に適合されたウッドマーク一般規準およびチェックリストを用いて、体系的に観察された記録である。チェックリストは付属書類1として添付されている。ソイルアソシエーション・ウッドマークの一般規準の履行は、FSCの原則と基準の全ての規準の評価に基づいている(1999年1月)。認証発行のためには、軽微な不適合のみが許容されると考えられる。重要な不適合には事前条件が発行される。軽微な不適合には条件が発行される。事前条件と条件は本レポートの2章に記載されている。長所はチェックリストの中で4点または5点がつけられた事項である。チェックリストで3点がつけられた規準は要求事項を満足しており、FSCの要求事項も満たしている。規準レベルでの弱点は、チェックリストで1点または2点がつけられたものであり、不適合事項と考えられる。これらの規準に対しては事前条件(得点1)または条件／勧告(2点)が要求される。指標レベルで指摘された弱点は×がつけられている。

各不適合事項は、提示された改善要求事項(事前条件、条件、勧告)の説明とともに、下記9章で詳しく述べられている。この章では条件を解除するために必要な行動についても詳細に述べられている。設定された条件については、設定された期限内に実行されなければならず、年次監査の際に評価され、報告される。年次監査の詳細については本レポートの6章を、また条件の解除については2章を参照。

3.10 課題

評価することが難しい事項、または矛盾する証拠が特定されたときには、この章で課題として議論され、以下のとおり結論を得る。

規準	課題
	なし

3.11 結果、結論および推奨事項

付属文書1規準及びチェックリストに記録された所見に基づき、また本レポート2章の改善要求事項を条件として、認証取得者の管理システムは、もし記述のとおり実施されれば、審査の範囲に含まれる全ての森林に対して、規準の全ての要求事項が満たされると判断される。そして、本レポート2章に詳細に記述されている改善要求事項を条件として、認証の範囲に含まれる全ての森林に対し、管理システムが継続的に実施されていることが、認証取得者によって示された。

FSC認証は上記1.5、1.6章に示された期間で発行される。また年次監査で満足のいく結果が出されることを条件に継続される。